

災害時における被災者等の貸切バスによる輸送
に関する協定



山形県
一般社団法人山形県バス協会



災害時における被災者等の貸切バスによる輸送に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県バス協会（以下「乙」という。）とは、山形県内で大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における貸切バスによる輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時に甲から乙に対して行う貸切バスによる輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の会員（以下「乙等」という。）に対し協力を要請するものとし、乙等は、甲の必要とする業務を可能な範囲で実施するよう努めるものとする。

2 甲は、前項の規定の協力が必要と認めた場合及び市町村から甲に要請があった場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書をもって要請することができない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（業務内容）

第3条 甲は乙等に対し、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。

- (1) 大規模災害時の被災者の輸送業務及びその他バスによる支援。
- (2) 避難所等で避難者が生活する際の移動に関する業務。
- (3) その他、甲及び乙等が協議し合意した事項。

2 乙等は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で対応するよう努めるものとする。

3 甲は、前項の規定により、乙等が業務を実施する場合は、その内容に応じ、乙等の安全の確保に十分配慮するものとする。

（報告）

第4条 乙等は、前条の規定により業務の実施が完了した場合は、甲に対し、文書により実施状況を報告するものとする。

2 ただし、急を要するときは、口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙等が第3条の規定により、実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）については、甲又は甲に要請した市町村が負担する。

- 2 前項の運賃又は料金の算出については、大規模災害発生時における乙等の届出運賃・料金を基準として、甲及び第3条の業務を実施した乙等が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙等は、第4条に基づく報告後、当該業務に要した前条の費用について甲又は甲に要請した市町村に請求するものとする。

- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の規定による請求があった際、内容を確認し、速やかにその費用を乙等に支払うものとする。

(事故・故障等による対応)

第7条 乙等の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙等は、速やかに当該バスを交換して、その供給を継続するものとする。

- 2 乙等は、バスの運行に際し、事故・故障等が発生したときは、甲及び甲に要請した市町村並びに乙に速やかにその状況を報告するものとする。

(損害補償)

第8条 乙等は、バスの運行中に、自己の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、乙等の規定によりその責を負うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 第3条の規定により業務に従事した者が、これに従事したことにより死亡、負傷、疾病にかかる又は重度の障害になった場合、甲は、次の各号に定める場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月25日山形県条例第66号）に準じて損害補償を行うものとする。

- (1) 乙等又は業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙等又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受ける場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、毎年4月に相手方に報告することとし、年度途中に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

(緊急連絡表の提出)

第11条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の緊急時連絡表を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に内容の変更があった場合についても準用する。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び新たに必要となった事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子 印



乙 山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人山形県バス協会
会長 村紀明

